



(6) 宇和島市

① 各種の相談窓口について

……お子さんの病気や発達のこと、その他様々な不安や心配なことを相談できる窓口を紹介します。

| 相談内容 | 窓 口 | 連絡先 | 受付時間 |
|--|---|---|------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病に関すること ・子どもの病気や障がいに関する不安や悩み ・病気のある子どものきょうだいに関する不安や悩み ・同じような病気のある子どもがいる家庭と交流したいなど | 認定NPO法人 ラ・ファミリエ 地域子どものくらし 保健室 〒790-0813 松山市萱町4丁目7-2 カネ宮ビル1階 | 電話/FAX : 089-916-6035 E-mail : lafamille@cc-sodan.jp | 平日 第1・3土曜日 10:00~17:00 |
| 障がい者手帳に関する こと 福祉サービスに関する こと | 宇和島市役所 福祉課 障害福祉係 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 | 電話 : 0895-24-1111 (内線2154) FAX : 0895-24-1160 | 平日 8:30~17:15 |
| 保育所や幼稚園、 一時預かりについて | 宇和島市役所 こども家庭課 こども育成係 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 | 電話 : 0895-24-1111 (内線2143) FAX : 0895-24-1160 | 平日 8:30~17:15 |
| 病気や障がいのある 子どもの就学に関わ る相談について | 宇和島市教育委員会 学校教育課 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 | 電話 : 0895-49-7031 FAX : 0895-22-5058 | 平日 8:30~17:15 |
| 子育て、発達、虐待、 不登校、いじめ、非 行など、子どもに関 すること、子育てに 関することについて | マザーズステーション 「すてっぷ」(宇和島市子育 て世代包括支援センター) | 電話 : 0895-49-7110 | 平日 8:30~17:15 |
| | 宇和島市役所 こども家庭課 総合支援係 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 | 電話 : 0895-49-7017 FAX : 0895-24-1160 | |

| 相談内容 | 窓 口 | 連絡先 | 受付時間 |
|--|--|--|--|
| 子育て、発達、虐待、不登校、いじめ、非行など、子どもに関すること、子育てに関することについて | こども家庭支援センターみどり 〒798-0003 宇和島市住吉町1丁目6-16 宇和島市総合福祉センター2F | 電話：0895-26-2282 FAX：0895-26-2283 | 平日・土曜日 9：00～18：00 ※夜間・日曜日・祝日は電話でのみ受付可。 |
| 子どもの医療費に関すること 手当や助成について | 宇和島市役所 こども家庭課 子育て給付係 (医療費・児童手当・児童扶養手当) 宇和島市役所 福祉課 障害福祉係 (特別児童扶養手当等) 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 | 電話：0895-24-1111 (内線2146) FAX：0895-24-1160 電話：0895-24-1111 (内線2154) FAX：0895-24-1160 | 平日 8：30～17：15 |
| 難病に関すること | 宇和島保健所 健康増進課 難病・母子保健係 〒798-8511 宇和島市天神町7-1 | 電話：0895-22-5211 | 平日 8：30～17：15 (難病医療相談) 毎月第3火曜日 午後1時30分～ 午後4時(予約要) |
| 発達障がいに関すること (発達相談窓口) | 宇和島市役所 福祉課 障害福祉係 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 | 電話：0895-24-1111 (内線2149) FAX：0895-24-1160 | 平日 8：30～17：15 |



② 子育て支援について

……子育てに役立つ各種事業やサービスを紹介します。



●月齢別のサービス

| 名称 | 内容 | 対象 | 問い合わせ先 |
|----------------|--|-----------------------------------|---|
| 母子健康手帳 交付 | 産婦人科発行の妊娠届と引き換えに、母子健康手帳を発行します。担当の助産師、保健師、栄養士が妊婦さんと面談します。 | 宇和島市内に 住所のある妊婦 | マザーズステーション 「すてっぷ」 (宇和島市子育て世代 包括支援センター) |
| 妊婦一般健康 診査 | 県内の医療機関（産婦人科）または助産院において妊婦一般健康診査受診票を使用して、妊婦健康診査を受診できます。 | | 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話：0895-49-7110 |
| 妊婦歯科 健康診査 | 指定医療機関（歯科）において、妊婦歯科健診受診票を使用して、妊娠中に無料で1回歯科健診を受診できます。 | | |
| 育児相談・ 妊産婦相談 | 妊娠中や産後の健康、子育てについての相談を保健師、栄養士が受けています。 ※月一回の開催で、日程は広報うわじまや宇和島市ホームページに掲載しています。 | 宇和島市内に 住所のある 妊産婦・ 子育て中の方 | 宇和島市役所 保険健康課 母子保健係 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話：0895-49-7021 吉田支所 健康推進係 電話：0895-49-7096 三間支所 健康推進係 電話：0895-49-7103 津島支所 健康推進係 電話：0895-49-7062 |
| パパママ スクール | 出産・育児についての知識や赤ちゃんを迎えるための心構え(パパの妊婦体験、妊娠中の栄養について、試食、赤ちゃんの特徴、お風呂の入れ方、お世話、パパの役割)を学びます。パパママどちらか一人の参加でも可能です。 | 宇和島市内に 住所のある妊 婦とその配偶 者 | マザーズステーション 「すてっぷ」 (宇和島市子育て世代 包括支援センター) |
| | | | 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話：0895-49-7110 |

| 名 称 | 内 容 | 対 象 | 問い合わせ先 |
|----------|--|--|---|
| さくらんぼサロン | 双子・三つ子などの多胎児の子育てをしている家族や多胎児を妊娠中の方が集まり、多胎児の出産・育児について話したり、相談したりできる場です。 | 宇和島市内に住所のある未就園の双胎・多胎児とその家族 双胎・多胎児の妊婦とその家族 | マザーズステーション「すてっぷ」 (宇和島市子育て世代包括支援センター) 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話： 895-49-7110 |
| 産婦健康診査 | 産科医療機関において産婦健康診査受診票を使用して、2回（産後2週間と1ヶ月前後）受診できます。 | 宇和島市内に住所のある産婦 | |
| 新生児聴覚検査 | 出産後に産科医療機関で実施する新生児聴覚検査費用の一部を助成します。 | 宇和島市内に住所のある新生児 | |
| 産後ケア事業 | 産後のお母さんが安心して子育てをスタートできるように、宿泊型や日帰り型、訪問型サービスの利用を通じて、お母さんの心身のケアや育児サポート等の支援を行います。 ご利用には事前相談・申請が必要です。 | 宇和島市内に住所のある産後に心身の不調または育児不安などがある方、母子共に入院が必要でない方 ＜対象期間＞ ・宿泊型・日帰り型：生後4か月未満の乳児と母 ・訪問型：生後12か月未満の乳児と母 ※早産・低体重児などは修正月齢で利用可。 | |



| 名称 | 内容 | 対象 | 問い合わせ先 | | | | | | |
|-------------------------------|---|--|---|----------|-----|----------------|--|--|--|
| 子育て応援給付金 | <p>新生児、満1歳・満2歳を迎える子どもを養育し、支給条件を満たした方に給付金を支給します。</p> <table border="1"> <tr> <td>・新生児</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>・満1歳、満2歳</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(第3子以降(※)10万円)</td> </tr> </table> <p>(※)18歳に達する日以後における最初の3月31日までにある子のうち、3番目以降をいう。</p> | ・新生児 | 10万円 | ・満1歳、満2歳 | 5万円 | (第3子以降(※)10万円) | | <p>基準日に本市の住民基本台帳に記録されている新生児、満1歳児、満2歳児を養育し、以下の①～③の支給条件をすべて満たす方</p> <p>①本市に基準日(※)までに継続して6カ月以上居住し、引き続き一年以上居住する意思がある。</p> <p>②生活保護を受けていない。</p> <p>③市税、国民健康保険料、保育料の未納がない。</p> <p>(※)「基準日」とは、児童の出生の日、1歳に達する日または2歳に達する日をいう。</p> | <p>宇和島市役所 こども家庭課 子育て給付係</p> <p>〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話： 0895-24-1111 (内線2146) FAX： 0895-24-1160</p> |
| ・新生児 | 10万円 | | | | | | | | |
| ・満1歳、満2歳 | 5万円 | | | | | | | | |
| (第3子以降(※)10万円) | | | | | | | | | |
| 愛媛の子育て応援事業 宇和島市 愛媛っ子応援券 | <p>2人目以降の出生児に対し、「愛顔の子育て応援券」を交付します。市内の登録店で紙おむつの購入ができます。券の有効期間中に愛媛県内の市町単位で住民票を異動した場合は、新しい住所地(四国中央市を除く)で残りの枚数を差し替えられます。</p> | <p>宇和島市に住民登録がある第2子以降の満1歳未満の子どもの保護者</p> | <p>宇和島市役所 こども家庭課 子育て給付係</p> <p>〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話： 0895-24-1111 (内線2146)</p> | | | | | | |
| こんにちは赤ちゃん訪問・未熟児訪問 | <p>出生後の赤ちゃんを対象に、保健師・助産師による家庭訪問を行います。体重測定、発育・発達・子育てについての相談、予防接種手帳・乳児一般健康診査受診票の交付、母子保健サービスの案内をします。</p> | <p>宇和島市内に住所のある生後4か月未満の乳児とその家族</p> | <p>宇和島市役所 保険健康課 母子保健係</p> <p>〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話： 0895-49-7021 FAX： 0895-24-1124</p> | | | | | | |
| 3か月児健康診査 | <p>身体測定、小児科診察、育児相談、栄養相談、希望者を対象に「親子のつどい(座談会)」を行います。</p> | <p>宇和島市に住所のある生後3～4か月の乳児</p> | | | | | | | |

| 名 称 | 内 容 | 対 象 | 問い合わせ先 |
|------------|--|---|---|
| もぐもぐ子育て講座 | 離乳食の作り方や進め方・子育てに関する不安や疑問に、管理栄養士と保健師がお答えします。 | 宇和島市内に住所のある生後5か月の乳児と保護者 | 宇和島市役所 保険健康課 母子保健係 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話： 0895-49-7021 FAX： 0895-24-1124 |
| 8か月児健康相談 | 身体測定、育児相談、栄養相談、絵本の贈呈と読み聞かせを行います。 | 宇和島市に住所のある生後7～8か月の乳児 | |
| 乳児一般健康診査 | 県内の医療機関（小児科）において乳児一般健康診査受診票を使用して、2回無料で健康診査を受診できます。※受診票は1歳の誕生日前日まで使用できます。 | 生後3～6か月と、生後9～11か月の乳児 | |
| 1歳6か月児健康診査 | 身体計測、小児科診察、歯科健診、ブラッシング指導、育児相談、栄養相談を行います。 | 宇和島市内に住所のある1歳6か月～2歳未満の幼児 ※対象者には個別に通知します。 | |
| 2歳児歯科健康診査 | 身体計測、歯科健診、ブラッシング指導、育児相談、栄養相談を行います。 | 宇和島市内に住所のある2歳の幼児 ※対象者には2歳6か月頃を目安に個別に通知します。 | |
| 3歳児健康診査 | 身体計測、小児科診察、歯科健診、ブラッシング指導、育児相談、栄養相談、視力スクリーニング検査を行います。 | 宇和島市内に住所のある3歳の幼児 ※対象者には3歳6か月頃を目安に個別に通知します。 | |



○マザーズステーション「すてっぷ」（子育て世代包括支援センター）

……妊娠期から子育て期までのさまざまな相談の窓口です。助産師・保健師・栄養士等の専門職が関係する機関のスタッフと連携し、相談事に対するアドバイスを行います。

〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話:0895-49-7110

○子育て世代活動支援センター

……安全に遊び、自由に交流することができる、子育て世代のまちなか活動を支援するための機能を持つ子育て支援フロアです。

〒798-0033 宇和島市鶴島町8番3号(パフィオうわじま4階)電話:0895-49-6955

○児童館こもりん

……子どもから大人まで楽しめる「ふれる・あそぶ・まなぶ」空間です。「木にふれ、森とつながる」をコンセプトに、「木育(もくいく)」に取り組んでいます。

〒798-3311 宇和島市津島町岩淵丙560 電話:0895-32-2020

○子育て支援センター、子育てサークル・サロン

……子育て中の親子が気軽に集い、一緒に遊んだり、お話したりできる場です。子育て相談や講座等も行っています。お友達作りや情報交換、地域の方との交流など、様々な目的で参加できます。

市公式アプリ「伊達なうわじま安心ナビ 子育てモード」や市ホームページ「宇和島市の子育て情報」などで予定表を確認することができます。

| センター名 | 場所 | 問い合わせ先 |
|---------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 尾串保育園地域子育て支援センター「なつめルーム」 | 宇和島市夏目町1-12-12 (尾串保育園) | 0895-22-7039 (尾串保育園) |
| 立正保育園地域子育て支援センター「こぼとルーム」 | 宇和島市神田川原新3-1 (立正保育園) | 0895-22-1377 (立正保育園) |
| 石丸保育園地域子育て支援センター「れんげルーム」 | 宇和島市祝森甲811 (石丸保育園) | 0895-27-2260 (石丸保育園) |
| 宇和島済美保育園地域子育て支援センター「ひまわりルーム」 | 宇和島市丸穂町3-2-30 (宇和島済美保育園) | 0895-22-0512 (宇和島済美保育園) |
| 認定こども園元気の泉地域子育て支援センター「げんきっこ倶楽部」 | 宇和島市伊吹町418-3 (認定こども園元気の泉) | 0895-25-0415 (認定こども園元気の泉) |
| 丸穂保育園地域子育て支援センター「まるおルーム」 | 宇和島市丸穂甲900-1 (丸穂保育園) | 0895-25-7285 (丸穂保育園) |
| 八幡幼稚園子育て支援サークル「トトロ」 | 宇和島市伊吹町953 (八幡幼稚園) | 0895-22-1827 (八幡幼稚園) |

| センター名 | 場 所 | 問い合わせ先 |
|--------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 愛和聖母幼稚園子育て支援 「エンジェルルーム」 | 宇和島市丸之内1-4-18 (愛和聖母幼稚園) | 0895-22-1048 (愛和聖母幼稚園) |
| 認定こども園いぶき幼稚園子育て支援 「エンゼルランド」 | 宇和島市朝日町4丁目5-25 (認定こども園いぶき幼稚園) | 0895-22-0171 (認定こども園いぶき幼稚園) |
| 村井幼稚園「ライライキッズクラブ」 | 宇和島市吉田町西小路53 (村井幼稚園) | 0895-52-0339 (村井幼稚園) |
| 親子のひろば | 宇和島市住吉町1-6-16 (宇和島市総合福祉センター) | 0895-23-3711 (宇和島市社会福祉協議会) |
| 認定こども園元気の泉つぼみっこクラブ | 宇和島市吉田町立間2-2686 (たちばな保育園) | 0895-25-0415 (認定こども園元気の泉) |
| ほっぺの会 | 宇和島市長堀2-4-38 (明倫公民館) | 0895-25-0619 (明倫公民館) |
| おやこdeミュージックケア おやこdeカフェ | 宇和島市宮下甲201 (番城公民館) | 0895-27-1790 (番城公民館) |
| サロンスマイリー | 宇和島市住吉町1丁目6-16 (宇和島市総合福祉センター) | 0895-26-2282 (こども家庭支援センターみどり) |
| りんりんサークル | 宇和島市三間町務田681-1 (三間町隣保館) | 0895-58-3483 (三間町隣保館) |
| にこにこサークル | 宇和島市津島町岩松甲471 (津島保健センター) ほか | 0895-20-8101 (宇和島市社会福祉協議会津島支所) |
| あひるクラブ | 宇和島市津島町岩淵丙560 (清満公民館) | 0895-20-8101 (宇和島市社会福祉協議会津島支所) |
| くれよん親子ひろば | 宇和島市住吉町1-6-16 (宇和島市総合福祉センター) | 0895-23-3711 (宇和島市社会福祉協議会) |



○療育支援

……お子さんの発達面に心配がある、子どもとの接し方が分からない、子育てが不安など、保護者とお子さんの課題について一緒に考えていきます。必要に応じて、医療機関や児童発達支援の専門機関をご紹介します。

| 区分 | 内容 | 実施日 | 利用料金 | お問い合わせ先 |
|------|---|--------------------------|------|--|
| 発達相談 | 保健師等が気になることや不安をお聞かせいただき、相談内容に応じて関係機関のご案内や支援をコーディネートします。 相談は、電話相談・来所相談・訪問相談があります。 | 完全予約制 (事前にお問い合わせください) | 無料 | 宇和島市役所 福祉課 障害福祉係 電話： 0895-24-1111 (内線2149) |

○うわじまファミリー・サポート・センター

……子育ての「手助けをしてほしい人」と「子育てのお手伝いをしたい人」がセンターを橋渡しにして、会員同士が子どもの世話を有料で助け合う組織です。
※生後6か月から小学校6年生までの保護者または親族で、市内に住所のある人が利用会員になることができます。

〒798-8601 宇和島市曙町1番地 (宇和島市役所 こども家庭課内)

電話：0895-49-7054 FAX：0895-24-1160

○援助活動

| 区分 | 内容 | 実施日 | 利用時間 | 利用料金 |
|---------|---|--------------|----------------------------------|---------------|
| 子育て援助活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園・小学校等の子どもの送迎・預かり ・保育所・幼稚園・小学校等が休みの場合の預かり ・子どもの習い事などの場合の送迎 ・親が求職活動や職業訓練に行く場合の預かり ・乳幼児を連れて出かけにくい場合(病院・参観日など)の預かり ・子育てを離れて、リフレッシュしたいときなど ※子どもが病気の場合は、お預かりできません。 | 平日 | 7：00 ～19：00 | 900円 ／時間 |
| | | | 6：00 ～7：00 19：00 ～21：00 | 1,000円 ／時間 |
| | | 土曜・日曜・ 祝日 | 6：00 ～21：00 | 1,000円 ／時間 |

○援助活動助成金

| 助成対象経費 | 時間 | 助成額 |
|---|-----|------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・事前打ち合わせ ・援助活動 | 1時間 | 500円 |

③ 手当や年金について

……お子さんや保護者を対象の各種手当や年金について紹介します。

| | 手当 | 内容 | 対象 | 窓口 |
|--------|--------|---|---|--|
| 手 当 | 児童手当 | <p>15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前の児童)を養育している方に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満 15,000円/月(一律) ・ 3歳～小学生 10,000円/月 (第3子以降は15,000円) ・ 中学生 10,000円/月(一律) <p>※所得制限あり</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の生計中心者で、宇和島市に住民登録をしており、対象となる子どもを養育している人 ・ 児童の入所施設の設置者、里親・児童を監護し、生計を共にしている未成年後見人や、父母指定者(父母が国外に居る場合のみ) <p>※所得制限あり</p> | <p>宇和島市役所 こども家庭課 子育て給付係</p> <p>〒798-8601 宇和島市曙町1番地</p> <p>電話： 0895-24-1111 (内線2146)</p> <p>FAX： 0895-24-1160</p> |
| | 児童扶養手当 | <p>18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中度以上の障がいがあるときは20歳に達した日の前日が属する月末までの児童)を養育しているひとり親家庭等に支給される手当です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども1人の場合 44,140円～ 10,410円/月 ・ 2人目 10,420円～ 5,210円/月 加算 ・ 3人目以降 1人につき 6,250円～ 3,130円/月 加算 <p>※令和5年4月改定</p> | <p>○支給対象児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父母が離婚した児童 ・ 父(または母)が死亡した児童 ・ 父(または母)が重度の障がいにある児童 ・ 父(または母)が生死が明らかでない児童 ・ 父(または母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童など <p>※所得制限あり</p> | |

| | 手当 | 内容 | 対象 | 窓口 |
|--------|----------|---|---|--|
| 手 当 | 特別児童扶養手当 | 精神または身体に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。 ・ 重度（1級障がい） 53,700円/月 ・ 中度（2級障がい） 35,760円/月 ※令和5年4月改定 | ①児童が施設に入所していないこと ②障がいを理由とした公的年金を受けていないこと ③受給者、配偶者、扶養義務者の所得が一定の額以下であること | 宇和島市役所 福祉課 障害福祉係 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話： 0895-24-1111 (内線2154) FAX： 0895-24-1160 |
| | 障害児福祉手当 | 精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の方に支給される手当です。 15,220円/月 ※令和5年4月改定 | 20歳未満で、常時介護が必要であり、身体障がい（1級と2級の一部）や知的障がい（IQ20以下程度）のある児童で、以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③障害年金などの障がいを支給条件とする公的給付を受けていないこと | |
| | 特別障害者手当 | 障がいが重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給される手当です。 27,980円/月 ※令和5年4月改定 | 20歳以上で、日常生活で常時特別の介護が必要であり、障害年金の1級程度の障がい重複しているなど、著しく重度障がいの状態にある方で、以下の条件である方 ①受給者・配偶者・扶養義務者の所得が一定の額以下であること ②施設に入所していないこと ③3か月以上連続して入院していないこと | |

| | 手当 | 内容 | 対象 | 窓口 |
|----|-----------------|---|--|--|
| 年金 | 障害基礎年金 | <p>病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。</p> <p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級 993,750円/年 + 子の加算 ・ 2級 795,000円/年 + 子の加算 | <p>●20歳前の障がいの場合 20歳前に病気やけがで障がい者となった場合、20歳以降に受けることができます。</p> <p>●20歳以降の障がいの場合 20歳～59歳の間の国民年金に加入中、または60歳～64歳の間に、病気やけがで障がい者になった場合に受けることができます。 (一定の保険料納付が必要)</p> | <p>宇和島市役所 市民課 国民年金係</p> <p>〒798-8601 宇和島市曙町1番地</p> <p>電話： 0895-24-1111 (内線2133)</p> <p>FAX： 0895-24-1122</p> |
| 制度 | 心身障害者 扶養共済制度 | <p>心身障がい児(者)の保護者が毎月一定の掛け金を納めることによって、保護者が亡くなったり、重度障がいの状態になった後に、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される任意加入制度です。</p> | <p>障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次の要件を満たしている方</p> <p>①宇和島市に住所があること</p> <p>②加入時年度の4月1日時点で、年齢が65歳未満であること</p> <p>③特別な疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること</p> <p>④障がいのある方1人に対して、2口まで加入できません。</p> | <p>宇和島市役所 福祉課 障害福祉係</p> <p>〒798-8601 宇和島市曙町1番地</p> <p>電話： 0895-24-1111 (内線2154)</p> <p>FAX： 0895-24-1160</p> |



④ 医療費等の助成や給付について

……お子さんを対象とした医療費の助成や給付について紹介します。



●医療費助成

| 助成・給付 | 内容 | 対象 | 窓口 |
|---------------|---|--|--|
| 子ども医療費助成 | 入院・通院にかかる医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。 | 医療保険に加入している0歳から中学校卒業までの子ども ※助成対象外： 保険診療以外の費用（予防接種、文書料、入院時の食事代や差額ベッド代など）や学校（園）の管理下の傷病で日本スポーツ振興センター災害給付制度の対象のもの。 | 宇和島市役所 子ども家庭課 子育て給付係 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話： 0895-24-1111 (内線2146) FAX： 0895-24-1160 |
| ひとり親家庭等医療費助成 | ひとり親家庭等の母・父及び児童の入院・通院分に係る医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。 | 20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭で、所得税が非課税の世帯 (ただし、子どもが引き続いて学校教育法第1条に規定する学校に就学している場合等は、20歳以上でも可) ※課税世帯の場合も、扶養親族の人数などにより対象となる場合がありますので、お問い合わせください。 | |
| 未熟児養育医療 | 身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児（1歳未満）に対して、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です。給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。 | 出生時体重が2,000グラム以下または生活力が特に薄弱で、医師が入院療養を必要と認めた乳児（1歳未満） (保護者が宇和島市に居住するもの) | |
| 小児慢性特定疾病医療費助成 | 国の指定する小児の慢性疾病にかかり、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、指定医療機関での治療に係る医療費の一部を助成します。 | 18歳未満の児童 (ただし、18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方も対象となります。) | 宇和島保健所 健康増進課 難病・母子保健係 〒798-8511 宇和島市天神町7-1 電話： 0895-22-5211 (内線260) E-mail:nan-kenkozosin@pref.ehime.lg.jp |

| 助成・給付 | 内容 | 対象 | 窓口 |
|----------------|--|--|--|
| 難病の医療費助成 | 国の指定する「指定難病」と診断され、疾病ごとに定められた基準を満たしている方を対象に、難病法に基づき指定された「指定医療機関」での治療等に係る医療費の一部を助成します。 | 指定難病と診断されている方で、以下の①～③に該当する方 ①症状の程度が指定難病の疾病ごとに決められた認定基準(重症度分類基準)を満たす方、または上記の認定基準を満たさないものの、指定難病に係る医療費の総額(10割の額)が33,330円を超える月が年間3回以上ある方 ②宇和島市内に住所を有している方 ③公的医療保険(国民健康保険や健康保険など)に加入している方、または生活保護受給者 | 宇和島保健所 健康増進課 難病・母子保健係 〒798-8511 宇和島市天神町7-1 電話： 0895-22-5211 (内線260) E-mail: nan-kenkozosin @pref.ehime.lg.jp |
| 重度心身障害者医療費助成 | 重度心身障がい者の入院・通院分にかかる医療費(保険診療の自己負担分)を助成します。 | 次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳1級または2級を持つ人 ・療育手帳A級を持つ人 ・療育手帳B級(中度)と身体障害者手帳を持つ人 | 宇和島市役所 福祉課 障害福祉係 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話： 0895-24-1111 (内線2154) FAX： 0895-24-1160 |
| 育成医療(自立支援医療) | 身体に障がいのある児童、もしくは将来機能障がい者を招くおそれのある児童で手術等により障がいの治癒、軽減を図ることができる場合、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。 | ①18歳未満の身体に障がいのある児童、もしくは将来障がいを残すと認められる児童で、手術等により確実な治療効果が期待できること ②指定自立支援育成医療機関で治療を行うこと ③宇和島市に住民登録があること ※所得制限等の要件あり | |
| 精神通院医療(自立支援医療) | 精神障がいのある方が継続的に精神通院を受ける場合、県の指定医療機関、薬局、デイケアなどで、原則として1割負担に軽減されます。 | 精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態にたいして、病院又は診療所に入院しないで行われる医療。医療機関、薬局、精神科デイケア、訪問看護などが対象となりますが、原則としてそれぞれ1カ所までの登録となります。 | |
| 更生医療(自立支援医療) | 身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がいについて確実な治療の効果が見込まれる医療に対して、その治療にかかった医療費の一部を公費で負担します。 | 身体障害者手帳を持っている18歳以上の方 対象となる障がいは、視覚障がい・聴覚障がい・言語障がい・肢体不自由・内部障がい(心臓・腎臓・肝臓・小腸・免疫)です。 ※所得制限等の要件あり | |

●用具の給付

| 給付 | 内容 | 対象 | 窓口 |
|-----------------------|---|---|--|
| 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 | 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている児童のうち、日常生活を営むのに著しく支障のある児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。 | 小児慢性特定疾患児で、事前の申請が必要です。 支給対象となる用具は特殊マットや特殊寝台、歩行支援用具など13種目です。 | 宇和島市役所 福祉課 障害福祉係 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話： 0895-24-1111 (内線2154) FAX： 0895-24-1160 |
| 補装具の交付・修理 | 身体障がい者（児）及び難病患者等の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具（補装具）の交付、借り受け及び修理に要する費用の支給を行います。 | 事前に、補装具の必要性が認められた人を対象とします。 | |
| 日常生活用具給付 | 障がいのある人や難病等の人が在宅での日常生活をより円滑に行うため、日常生活に必要な用具や住宅改修にかかる費用の一部を助成します。 | 原則、在宅で生活する以下の方が対象です。 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・難病患者等で必要性が認められる方 医療機関や施設等に入院中または入所中の方も医療機関や施設等で支給されない用具については対象とします。 ただし、介護保険により給付の対象となる用具の貸与または購入費の支給を受けることができない方は対象外です。 また、一定以上の所得のある人も助成の対象外となります。 | |



⑤-(a) 訪問看護について

……訪問看護は、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などの医療従事者が、自宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。医師が必要と認めた要介護者に対して、医師の指示のもとに生活支援と医療処置を行います。

*愛媛県内の訪問看護ステーションについては、P240参照

⑤-(b) 障がい者手帳の制度について

……障がい者手帳とは、心身に何らかの障がいがあることにより自立が困難な方や日常生活に支援を必要とする方に対し、自治体から交付される手帳です。障がいの内容により、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。それぞれの障がいの程度に応じた等級があり、その等級に応じて受けられる支援やサービスの内容は異なります。

| | 手帳 | 内容 | 対象 | 窓口 |
|---|-----------------|---|---|--|
| ① | 身体障害者手帳 | 身体に一定以上の障がいのある人が、障がいの程度に応じてさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。 等級は、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。 | 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓機能に障がいのある方 | 宇和島市役所 福祉課 障害福祉係 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話： 0895-24-1111 (内線2154) FAX： 0895-24-1160 |
| ② | 療育手帳 | さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをとまなう、いわゆる知的障がい者(児)がさまざまな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害程度には、A、Bがあります。 | さまざまな原因によって、ものの名前を覚える、計算する、筋道を立てて考える、想像する等の知的能力が年齢とともに発達せずに社会生活上の適応行動に障がいをとまなう方 | |
| ③ | 精神障害者 保健福祉手帳 | 精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的に、各種サービスが受けられる手帳です。 1～3級までの等級があります。 | 精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会参加への制約がある方 | |



⑤-(c) 障害福祉サービスについて

○障害児相談支援

……障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

***愛媛県内の障害児相談支援事業所については、P240参照**

○障害児通所支援

……障がいのあるお子さんに対して、日常生活における基本的な動作の指導や、生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練や治療、社会との交流の促進を、施設等に通所することで行う支援です。

●通所サービスには、以下のサービスがあります。

| | サービス | 内容 | 対象 | 窓口 |
|---|-----------------|--|--|--|
| ① | 児童発達支援 | 障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。 児童発達支援は、児童発達支援センターと児童発達支援事業所で受けられます。 | 小学校就学前の障がいのある子ども（身体障がい児、知的障がい、発達障がい児を含む精神障がい児） | 宇和島市役所 福祉課 障害福祉係 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話： 0895-24-1111 (内線2154) FAX： 0895-24-1160 |
| ② | 居宅訪問型 児童発達支援 | 重度の障がい等の状態にある障がい児であって、外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。 | 重度の障がいの状態、その他これに準ずる状態にある障がい児 | |
| ③ | 保育所等訪問支援 | 保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行います。 | 保育所や幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等の施設に通っている児童 | |

| | サービス | 内容 | 対象 | 窓口 |
|---|----------------|---|--|--|
| ④ | 放課後等 デイサービス | 学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。 | 学校教育法に規定する学校（小・中・高校・特別支援学校）に就学している障がいのある児童 | 宇和島市役所 福祉課 障害福祉係 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話： 0895-24-1111 (内線2154) FAX： 0895-24-1160 |

* 愛媛県内の障害児通所支援施設については、P240参照

○障害児入所支援

……障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。

●障害児入所支援には、「福祉型」と、治療も行う「医療型」があります。

| | サービス | 内容 | 対象 | 窓口 |
|---|----------------|--|---|--|
| ① | 福祉型 障害児入所施設 | 障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とした施設です。 ・食事、排せつ、入浴等の介護 ・日常生活上の相談支援、助言 ・身体能力の訓練や日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・コミュニケーション支援 | 18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童 | 宇和島市役所 福祉課 障害福祉係 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話： 0895-24-1111 (内線2154) FAX： 0895-24-1160 または 愛媛県保健福祉部 福祉総合支援センター 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話： 089-912-2420 FAX： 089-931-8187 |

| | サービス | 内容 | 対象 | 窓口 |
|---|----------------|---|--|--|
| ② | 医療型 障害児入所施設 | 障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導等を行うとともに、治療を行うサービスです。 ・ 疾病の治療 ・ 看護 ・ 医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護 ・ 日常生活上の相談支援や助言 ・ 身体能力の訓練に加えて、日常生活能力の維持・向上のための訓練 ・ レクリエーション活動等の社会参加活動支援 ・ コミュニケーション支援 | 18歳未満の児童で児童相談所が施設において援護することが適当と判断した ①身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児（発達障がい児を含む）、知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児 ②相談所（児童相談所、医師等）により療育の必要性が認められた児童 | 宇和島市役所 福祉課 障害福祉係 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話： 0895-24-1111 (内線2154) FAX： 0895-24-1160 または 愛媛県保健福祉部 福祉総合支援 センター 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話： 089-912-2420 FAX： 089-931-8187 |

* 愛媛県内の障害児入所支援施設については、P240参照



●居宅サービス等、その他の障害福祉サービス

*18歳未満も利用可能なサービス



| | サービス | 内容 | 対象 | 窓口 |
|--------|-------------------|--|--|--|
| 自立支援給付 | 居宅介護 (ホームヘルプ) | 居宅において、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事及び生活等に関する相談、助言その他の生活全般にわたる支援を行います。 | 障害支援区分1以上の方 ※障がい児も利用できる場合があります。 | 宇和島市役所 福祉課 障害福祉係 〒798-8601 宇和島市曙町 1番地 電話： 0895-24-1111 (内線2154) FAX： 0895-24-1160 |
| | 重度障害者等 包括支援 | 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 | 障害支援区分6であって、次のいずれかに該当する方 ①四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態の筋ジストロフィー患者等 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の点数が、合計10点以上である方 ※障がい児も、区分6に相当する心身の状態の方は利用できる場合があります。 | |
| | 短期入所 (ショートステイ) | 自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴・排泄・食事の介護等を行います。 | 障害支援区分1以上の方 (医療型短期入所は別の要件あり) ※障がい児も利用できる場合があります。 | |
| | 行動援護 | 知的障がい又は精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援等を行います。 | 障害支援区分3以上で、行動関連項目等で条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。 | |
| | 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。 | 障害支援区分以外の条件あり ※障がい児も利用できる場合があります。 | |

| | サービス | 内容 | 対象 | 窓口 |
|----------|---------------------|---|---|--|
| 地域生活支援事業 | 移動支援事業 | 移動に困難を有する視覚障がい者（児）、全身性障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）、発達障がい者（児）等に、円滑に外出できるように、移動の支援を行います。 | ①身体障害者手帳の肢体不自由1級で、両上肢及び両下肢の等級が1級若しくは2級の機能障がいのある方 ②療育手帳を所持している方 ③精神障害者保健福祉手帳を所持している方等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者 ⑤発達障がいであると診断された方 | 宇和島市役所 福祉課 障害福祉係 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話： 0895-24-1111 (内線2154) FAX： 0895-24-1160 |
| | 日中一時支援事業 | 障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。 | ①児童相談所または知的障害厚生相談所において知的障がいを有すると判定された者 ②身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者 ③医師により発達障がいと診断された18歳未満の者等 ④障害者総合支援法の対象となる難病患者 | |
| | 訪問入浴サービス事業 | 在宅や通所での入浴が困難な障がい者（児）に対して、巡回訪問し、入浴を行います。 | 在宅や通所での入浴が困難な障がい者（児） | |
| | 重度障害者入院時コミュニケーション支援 | 入院時に医療従事者との意思疎通が困難な重度の障がい者に対し、意思疎通支援者を派遣します。 | 意思疎通が困難で介護者がいない障がい者（児） | |
| | 地域活動支援センター | 作業やレクリエーションなどを通して、社会参加（地域との交流）、自立の促進を図ることを目的としたところです。 | 宇和島市内に在住する在宅の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及びその家族または支援者 | |



| サービス | 内容 | 対象 | 窓口 |
|---------------------------|--|-------------------------------|---|
| 生活支援費 住宅入居費 一時生活再建費 | 生活再建までに必要な費用住宅の賃貸契約を結ぶための費用など | 離職世帯、低所得世帯 | 愛媛県社会福祉協議会 地域福祉部 生活支援課 |
| 福祉費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 | 低所得世帯、障がい者世帯、65歳以上の高齢者の属する世帯等 | 〒790-8553 松山市持田町 三丁目8番15号 電話： 089-921-8384 FAX： 089-921-5289 または 宇和島市 社会福祉協議会 地域福祉課 (宇和島市総合福祉センター内) 〒798-0003 宇和島市住吉町 1丁目6番16号 電話： 0895-23-3711 FAX： 0895-24-7889 |
| 緊急小口資金 | 緊急かつ一時的に生計の維持が困窮となった場合に貸し付ける少額の費用 | | |
| 教育支援費 就学支度費 | ○教育支援費 高等学校、大学又は高等専門学校に就学するための経費 ○就学支度費 高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 | | |

愛媛県内の各施設は、愛媛県のホームページ「障がいのある方のための施設案内」のページの「指定障害児支援事業所・施設」に掲載されていますのでご覧ください。
https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken_shi/index.html

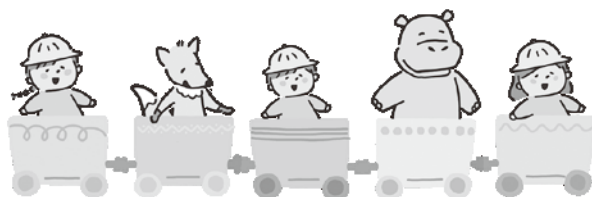


⑥ 入園について

○保育所等の利用について

……子ども・子育て新制度(平成27年度開始)に移行した幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する場合は、支給認定を受ける必要があります。支給認定区分には、利用を希望する施設や子どもの年齢によって、3つの区分があります。

| 利用希望施設 | 保護者の要件 | 対象年齢 | 必要な認定区分 | 窓口 | |
|-----------------------------|--|------|----------------|------|---|
| 幼稚園 | なし | 3～5歳 | 新制度に移行していない幼稚園 | 認定なし | 宇和島市役所 こども家庭課 こども育成係 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 電話： 0895-24-1111 (内線2143) FAX： 0895-24-1160 |
| | | | 新制度に移行している幼稚園 | 1号認定 | |
| 認定こども園 | なし | 3～5歳 | 幼稚園機能部分(1号認定) | | |
| | | 3～5歳 | 保育所機能部分(2号認定) | | |
| | | 0～2歳 | 3号認定 | | |
| 保育所 | 仕事等の理由により家庭での保育ができない場合など、保育の必要な事由に該当する場合 | 3～5歳 | 2号認定 | | |
| | | 0～2歳 | 3号認定 | | |
| 地域型保育事業 | | 0～2歳 | 3号認定 | | |
| 企業型保育事業、 認証保育所、 地域保育所 | | 0～2歳 | 認定なし | | |
| 子育て支援 拠点事業 | | なし | 0～5歳 | 認定なし | |



●一時預かり

……保育所・認定こども園・幼稚園に通っていない市内在住の就学前児童を一時的にお預かりします。利用は、「保護者の就労、職業訓練や就学」「保護者の病気、出産、介護」「保護者のリフレッシュ」などで家庭保育ができなくなったときです。

※一時的なお預かりなので、週3日までの利用に限られます。

・宇和島市の一時預かり実施施設

| 施設名 | 所在地・電話番号 | 利用料金 | 問い合わせ先 |
|----------------|---|--------------------------------------|-------------------------|
| 宇和島済美保育園 | 〒798-0037 宇和島市丸穂町3丁目2番30号 電話：0895-22-0512 | 4時間以内 1日900円 4時間超え 1日1,500円 | 実施施設へ 直接連絡 してください |
| 立正保育園 | 〒798-0070 宇和島市神田川原新3番地1 電話：0895-22-1377 | ※ただし、昼食 をとらない場合 は250円減額 | |
| 尾串保育園 | 〒798-0083 宇和島夏目町1丁目12番12号 電話：0895-22-7035 | | |
| 丸穂保育園 | 〒798-0078 宇和島市丸穂字枇杷窪甲900番地1 電話：0895-25-7285 | | |
| 石丸保育園 | 〒798-0078 宇和島市祝森甲811番地 電話：0895-27-2260 | | |
| 認定こども園 元気の泉 | 〒798-0025 宇和島市伊吹町字馬場甲418番地3 電話：0895-25-0415 | | |

●休日保育について

……市内の保育所・認定こども園（保育所部分）に在籍している児童を対象に、保護者が日曜・祝日に仕事や冠婚葬祭などで家庭での保育ができない場合にお預かりします。

・宇和島市の休日保育実施施設

| 施設名 | 所在地・電話番号 | 利用料金 | 問い合わせ先 |
|-------|---|----------|-------------------------|
| 丸穂保育園 | 〒798-0078 宇和島市丸穂字枇杷窪甲900番地1 電話：0895-25-7285 | 1日1,500円 | 実施施設へ 直接連絡 してください |

●病児・病後児保育について

……病気、けがなどのため集団保育が困難な原則乳幼児～小学3年生の児童で、かつ、保護者の勤務の都合、疾病、出産、事故、冠婚葬祭などのため、家庭内保育ができない場合に利用することができます。

・宇和島市の病児・病後児保育実施施設

| 施設名 | 所在地・電話番号 | 利用料金 | 問い合わせ先 |
|-------------------------------|---|--|---|
| こおり小児科 乳幼児テイケア 「トロイメライ」 | 〒798-0040 宇和島市中央町1丁目10番5号 電話：0895-22-0138 (トロイメライ直通) | 1日(午前～午後) 1,500円 半日 750円 ※宇和島市外在 住の方は料金が 異なります。 | 宇和島市役所 こども家庭課、 こおり小児科、 トロイメライで 事前登録ができます。 利用の際は、 前日は18時まで、 当日は8時から電話 予約をしてください。 |



⑦ 就学について

●特別な教育的支援を必要とする子どもの教育相談について

……市内在住の児童・生徒の適正な就学先の決定および一貫した教育支援の充実を図るため、夏休みに教育相談を実施しています。また、必要に応じて、随時教育相談を実施しています。

■申し込み方法：在籍している園等を通じて申込み

■問い合わせ先：宇和島市教育委員会 学校教育課

〒798-8601 宇和島市曙町1番地

電話：0895-49-7031

●就学时健康診断

……就学予定者に対して、10月頃に実施し、心身の状況を把握して、治療の勧告その他の保健上必要な助言等を行います。

■問い合わせ先：宇和島市教育委員会 学校教育課

〒798-8601 宇和島市曙町1番地

電話：0895-49-7031

●こども支援教室「わかたけ」

……こども支援教室「わかたけ」では、教育相談のほか、不登校児童生徒に対して、個別学習や体験活動などの支援を行っています。

(電話相談・来室相談) 月から金曜日 9:00～16:00(年末年始除く)

教育相談 (不登校・学校生活・進路・人間関係・生活習慣・情緒不安・子育て全般)

■問い合わせ先：宇和島市教育委員会 こども支援教室「わかたけ」

〒798-0066 宇和島市文京町2-2

電話：0895-22-1642



●就学先

| 就学分類 | 概要 | 対象 |
|------------------|---|--|
| 通常学級 | 通常の学級です。 | |
| 通常学級 +通級による指導 | 小・中学校において、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、一部、障がいに応じた特別の指導を特別な場で受けます。障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための個別指導を行います。 | 言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)など |
| 特別支援学級 | 障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級です。小・中学校の学習指導要領に沿った教育を行います。障がいの状態等に応じて、特別支援学校学習指導要領を参考に、実情に合った教育課程が編成できるようになっています。 | 知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がい、言語障がい |
| 特別支援学校 | 障がいのある幼児児童生徒を対象として、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。子どもの実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるようになっていて、一人一人に応じた教育内容・方法を工夫し、きめ細かな指導・支援を行います。 | 視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱者(身体虚弱者を含む) |

●特別支援学級または通級指導教室を設置している宇和島市内小学校

| 学校名 | 住所 | 電話番号 | 特別支援学級 設置状況※1 | 通級指導教室 設置状況※2 |
|--------|------------------|--------------|------------------|------------------|
| 番城小学校 | 宮下甲201番地 | 0895-27-0715 | ○ | ○ |
| 宇和津小学校 | 妙典寺前乙640番地 | 0895-22-0341 | ○ | — |
| 住吉小学校 | 住吉町870番地2 | 0895-22-0098 | ○ | — |
| 鶴島小学校 | 文京町2番1号 | 0895-22-0578 | ○ | — |
| 明倫小学校 | 文京町4番1号 | 0895-22-0183 | ○ | ○ |
| 三浦小学校 | 三浦西新23番地1 | 0895-29-0028 | ○ | — |
| 和霊小学校 | 伊吹町甲111番地 | 0895-22-0358 | ○ | ○ |
| 天神小学校 | 丸穂甲978番地 | 0895-22-0428 | ○ | — |
| 喜佐方小学校 | 吉田町沖村甲2325番地1 | 0895-52-0563 | ○ | — |
| 立間小学校 | 吉田町立間1番耕地3900番地1 | 0895-52-1057 | ○ | — |
| 玉津小学校 | 吉田町花津7番耕地333番地 | 0895-52-1007 | ○ | — |
| 吉田小学校 | 吉田町立間尻2023番地1 | 0895-52-0103 | ○ | — |
| 三間小学校 | 三間町宮野下493番地 | 0895-58-2030 | ○ | — |
| 成妙小学校 | 三間町成家759番地 | 0895-58-2037 | ○ | — |
| 二名小学校 | 三間町大内64番地 | 0895-58-2147 | ○ | — |
| 岩松小学校 | 津島町岩松甲503番地 | 0895-32-2508 | ○ | — |
| 清満小学校 | 津島町岩淵丙395番地 | 0895-32-2028 | ○ | — |
| 下灘小学校 | 津島町崩鳴135番地 | 0895-35-0010 | ○ | — |
| 畑地小学校 | 津島町上畑地甲80番地 | 0895-32-2752 | ○ | — |

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴・弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

●特別支援学級または通級指導教室を設置している宇和島市内中学校

| 学校名 | 住所 | 電話番号 | 特別支援学級 設置状況※1 | 通級指導教室 設置状況※2 |
|-------|-------------|--------------|------------------|------------------|
| 城東中学校 | 新田町3丁目3番1号 | 0895-22-3043 | ○ | — |
| 城南中学校 | 文京町3番2号 | 0895-22-1274 | ○ | ○ |
| 城北中学校 | 和霊町1344番地1 | 0895-22-0281 | ○ | ○ |
| 津島中学校 | 津島町高田丙355番地 | 0895-32-2300 | ○ | — |
| 三間中学校 | 三間町戸雁771番地 | 0895-58-2006 | ○ | — |
| 吉田中学校 | 吉田町鶴間新200 | 0895-52-1011 | ○ | — |

※1 特別支援学級には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、難聴、弱視、肢体不自由、病弱・身体虚弱（院内学級）があります。

※2 通級指導教室には、言語障がい、学習障がい等があります。

＊愛媛県内の特別支援学校については、P239参照

